

滋賀県PTA連絡協議会ホームページ広告募集について

滋賀県PTA連絡協議会（以下「本会」という。）では、ホームページを広告媒体として提供することにより新たな収入を確保し、PTA運営の充実を図ることを目的として、以下のとおり広告募集を行います。

1 広告の規格等

(1) 規格

- ・ 大きさ：縦80ピクセル×横220ピクセル
- ・ ファイル形式：JPEG形式、PNG形式、GIF形式（アニメーション不可）の画像ファイル
- ・ データ容量：50KB以下

(2) 掲載位置

本会ホームページ（URL：<https://www.shiga-pta.jp>）のトップページの右下部

※枠位置の位置は指定できません。

(3) 掲載枠数

5 枠

(4) 掲載期間

- ・ 広告を掲載する期間は1か月単位とし、最長1年間までとします。ただし、広告枠に空きがあり、かつ満了までに期間延長の申込みがあった場合は、掲載期間を延長することができます。
- ・ ホームページへの広告の掲載及び削除は、本会事務局が行います。

(5) 広告掲載料

1 枠につき月額2,000円（消費税及び地方消費税含む）

※令和9年3月までは、1 枠につき月額1,000円（消費税及び地方消費税含む）

※広告デザイン等の作成に要する経費は、広告主の負担となります。

2 申込み方法等

(1) 募集期間

随時受付をします。

(2) 申込方法

「滋賀県PTA連絡協議会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）」及び「様式第1号 別紙 誓約書」に必要事項を記入し、掲載しようとする広告案を添えて下記8に記載の申込先に電子メールで送信してください。

3 広告主の決定方法

広告の掲載が適当であると認めた申込者を広告主として決定し、「滋賀県PTA連絡協議会ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）」を申込者に対して電子メールで送信します。

4 広告原稿の提出

広告主は、指定する期日までに掲載しようとする広告の原稿（画像ファイル）を下記8に記載の申込先に電子メールで提出してください。

5 広告掲載料の納入

広告主は、指定する期日までに広告掲載料を納付してください。

6 契約金額の返還

- (1) 広告主の書面による申し出により、既納の広告掲載料について未掲載月分がある場合は、申し出を受けた日に属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還するものとします。なお、本会は予告なくホームページの運用を停止する場合があります、広告掲載が困難となった場合、既納の広告掲載料の残存期間に対して日割計算により算出した金額を返還するものとします。ただし返金に利子は付さないものとします。
- (2) 次のいずれかに掲げる事由により本会がホームページの運営を一時停止した場合は、広告掲載料の返還は行いません。
 - (ア) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (イ) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
 - (ウ) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
 - (エ) その他公益上やむを得ない場合

7 遵守事項

広告掲載の申込み、広告原稿の作成等にあたっては「滋賀県PTA連絡協議会ホームページ広告掲載の取扱いに関する要綱」を遵守してください。

8 問合せ・申込先

滋賀県PTA連絡協議会

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県教育委員会 生涯学習課内

TEL 077-522-3795

FAX 077-522-3795

E-mail omi-biwako@shiga-pta.jp

様式第 1 号（第 5 条関係）

滋賀県 P T A 連絡協議会ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

滋賀県 P T A 連絡協議会 会長 あて

申込者 氏名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

滋賀県 P T A 連絡協議会ホームページに広告を掲載したいので、滋賀県 P T A 連絡協議会ホームページ広告掲載の取扱いに関する要綱第 5 条の規定に基づき、広告案を添えて下記のとおり申し込みます。

申込みにあつては、滋賀県 P T A 連絡協議会ホームページ広告掲載の取扱いに関する要綱の内容を遵守するとともに、別紙「誓約書」を提出します。

記

1 広告内容

（1）希望する掲載期間（掲載期間は 1 か月単位です。）

年 月 日 ～ 年 月 日

（2）ホームページ広告の内容

（3）リンク先ホームページの内容

（4）リンク先ホームページの URL

2 連絡先

（1）住 所：（〒 — ）

（2）担当者氏名：

（3）電 話：

（4）F A X：

（5）E - m a i l：

誓 約 書

私は、滋賀県PTA連絡協議会ホームページにおける広告掲載に申し込むにあたり、下記に記載する各項目のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、滋賀県PTA連絡協議会が必要と判断した場合には、関係機関への照会等による確認が行われることについて、あらかじめ承諾いたします。

記

次のいずれにも該当しません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、主に消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) エステティックサロン、美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 特定商取引に関する法律に規定する通信販売、訪問販売を主に行う事業者。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
- (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を主に行う事業者
- (7) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (8) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- (11) その他、滋賀県PTA連絡協議会が公共性・社会的な信頼性・公平性を損なうおそれがあると認める業種及び事業者

年 月 日

滋賀県PTA連絡協議会 会長 あて

住所〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

氏名〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

滋賀県PTA連絡協議会ホームページ広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな収入を確保し、PTA運営の充実を図るため、滋賀県PTA連絡協議会（以下「本会」という。）が運営するホームページに掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「広告」とは、本会ホームページ内に表示される広告画像で、広告を掲載する者の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の規格等)

第3条 本会ホームページにおいて掲載する広告の規格、掲載位置、掲載枠数、掲載期間及び広告掲載料は、本会が別に定める。

(広告の掲載範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (5) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 本会の運営に支障をきたすと本会が判断したもの
- (8) その他、広告として不適当であると本会が認めるもの

(広告の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（広告代理店を含む。以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、本会に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 本会は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、その内容を速やかに審査し、必要があるときは申込者に修正を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 本会は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、本会が指定する期日までに掲載しようとする広告の原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載料は、掲載の決定後本会が指定する期日までに納付するものとする。ただし、本会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告の修正・中止)

第8条 広告主は、掲載中の広告内容を変更する場合、事前に本会と協議し、所定の方法で原稿を再提出する。

2 広告主は、掲載中止を希望する場合、書面により本会に申し出ることとする。既納の広告掲載料について未掲載月分がある場合は、申し出を受けた日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

(免責及び責任)

第9条 広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属する。第三者との紛争が生じた場合、広告主の責任と負担により解決する。

2 本会は、予告なくホームページの運用を停止する場合があります。広告掲載が困難となった場合、状況に応じて日割りで返還する。ただし返金に利子は付さないものとする。

(その他)

第10条 この要綱の改廃は、理事会で決定する。

第11条 この要綱に定めるもののほか、ホームページ広告掲載に関し必要な事項は、理事会において定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年10月11日から施行する。

【滋賀県PTA連絡協議会ホームページ広告掲載イメージ】


滋賀県PTA連絡協議会
 Shiga PTA Federation

[サイトマップ](#)
[プライバシーポリシー](#)
[このサイトについて](#)

育ち合い、つながり合い、支え合おう！
子どもたちの笑顔と未来のために！！



[PTA連絡協議会概要](#)
[事業・行事一覧](#)
[活動報告](#)
[みずいろバックナンバー](#)
[PTA安全会](#)
[各種様式ダウンロード](#)
[アクセス](#)
[リンク](#)
[お問い合わせ](#)
[情報共有システム
脱着ボウズ](#)


スポット情報

- [甲賀市青少年育成団体研究会](#)
- [『楽しい子育て全国キャンペーン』三行詩の募集](#)
- [補助金・助成金 活用事例](#)
- [広報委員 ちよっと座談会](#)
- [組合終了後の研究会](#)
- [市町連P会例会](#)



隣のPTA何してる?!
 ― 近隣のPTA活動写真 ―



インフォメーション

08月04日	園P活動報告 を更新
07月23日	みずいろ127号 を掲載
07月02日	スポット情報更新
06月10日	PTA連絡協議会概要 を更新
05月12日	しがのPTA活動同様に掲載
05月01日	事業・行事一覧 を更新
04月24日	活動報告を更新

保護者の皆様へ 20%OFF

園児・児童・生徒24時間総合保障制度のご案内
 (こども総合保障)

本制度は、このパンフレットを携え取った方へから記入いただく対象です。

お子さまの生活を24時間補償します。

就労開始前事務負担 10人1組

オンラインお申し込みはこちら



バナー広告

バナー広告

バナー広告

バナー広告

バナー広告

Copyright © Shiga PTA Federation. All rights reserved.